

みなさんのご理解をお願いします

1月1日から指定ゴミ袋の価格を値上げ

原材料価格の高騰により、指定ごみ袋の価格（希望小売価格）を維持していくことが困難な状況です。この状況を踏まえ、市ではごみの排出抑制やごみの分別をさらに推進するとともに、指定ごみ袋の製造にかかる費用をまかなうため、1月1日から指定ごみ袋の価格を次のとおり改定します。

※可燃ごみ袋（小）20Lについては、これまでどおり、110円（税込み）での販売を継続いたします。

◆可燃・不燃ごみ袋（大）を改定

サイズ	現行価格	改定価格
大（40L） 10枚入り	145円 （税込み）	155円 （税込み）

ゴミを減らすためには…

生活を営む上でごみは必ず発生しますが、次のようなことを意識し、ごみの排出量削減の取り組みをお願いします。

- ①不要なものは買わない。
- ②なるべく容器に詰め替える商品を買う。
- ③資源リサイクル品はきちんと分別する。



■問い合わせ 環境課環境政策担当（内線 131・132）

【現在】 70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

区分	所得要件（※1）	限度額	
		3回目まで	4回目以降
上位所得者 A	600万円を超える	150,000円 （医療費が500,000円を超えた場合はその超えた部分の1%を加算）	83,400円
一般 B	600万円以下	80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合はその超えた部分の1%を加算）	44,400円
市民税非課税世帯 C	市民税非課税	35,400円	24,600円

【平成27年1月診療分以降】

区分	所得要件（※1）	限度額	
		3回目まで	4回目以降
ア	901万円を超える	252,600円 （医療費が842,000円を超えた場合はその超えた部分の1%を加算）	140,100円
イ	600万円を超え 901万円以下	167,400円 （医療費が558,000円を超えた場合はその超えた部分の1%を加算）	93,000円
ウ	210万円を超え 600万円以下	80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合はその超えた部分の1%を加算）	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	市民税非課税	35,400円	24,600円

高額な医療費が掛かった場合に給付される高額療養費の自己負担限度額が所得に応じて細分化されます。対象となるのは、70歳未満の方の自己負担限度額で、平成27年1月診療分より適用されます。なお、70歳以上の方の自己

国民健康保険よりお知らせ

高額療養費の自己負担限度額が変更

高額な医療費が掛かった場合に給付される高額療養費の自己負担限度額については変更ありません。

※1 総所得金額等から33万円を差し引いた金額

■問い合わせ

市民課国保医療担当
（内線127～129・137）

農林業従事者の皆様へ

農林業センサスにご協力を

農林水産省では、2月1日現在で「2015年農林業センサス」を実施します。これは、我が国の農林業の実態を明らかにし、農林業施策のための基礎資料を作成する重要な調査です。

調査した内容は、統計法に基づき秘密が厳守され、統計以外の目的（税の資料など）に使用することはありませんので、正確な回答へのご協力をお願いします。

■対象者

農林産物の生産又は作業を行い、面積・頭羽数などが一定規模以上の者

■調査方法

1月～2月にかけて、市が推薦する調査員が各世帯に伺い、聞き取り調査及び調査票の配布と回収を実施します。

■問い合わせ

企画財政課企画推進担当
（内線357）
農林水産省ホームページ
<http://www.maff.go.jp/>
[/tokei/census/afc2015/index.html](http://tokei/census/afc2015/index.html)